職制規程

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	1982. 04. 01
1. 1	機構改革に伴う改正	2006. 04. 01
1. 2	規程作成細則実施に伴う書式変更	2010. 04. 01
1. 3	センター長設置に伴う改正	2010. 07. 01
1. 4	役員執行体制の変更に伴う改正	2010. 08. 31
1.5	係長事務取扱の廃止に伴う改正	2011. 04. 01
1.6	役員執行体制の変更に伴う改正	2011. 07. 08
1. 7	社内規程の制定・改廃に関する専決基準(別表3)を変更	2012. 01. 01
1.8	センター長不在に伴う改正	2012. 04. 01
1. 9	専決基準(別表3) 総務部の重複を削除	2012. 04. 01
2. 0	業務分掌表(別表2) 運用部の分掌を見直し 専決基準(別表3) 規程に関する権限を見直し	2012. 07. 01
3. 0	業務分掌表(別表 2) 推進部、開発部の分掌を見直し 専決基準(別表 3)推進部、開発部の権限を見直し	2013. 04. 01
4. 0	専決基準(別表3)共通、推進部の見直し	2013. 08. 01
5. 0	センター長選任に伴う機構(別表1)、専決基準(別表3)の改正	2014. 04. 01
5. 1	業務分掌表(別表 2) 総務部、監査室を見直し 専決基準(別表 3) 総務部、監査室を見直し	2015. 04. 01
5. 2	専決基準 (別表3) 開発部を見直し	2015. 10. 01

Rev	改 廃 内 容	実 施 日			
5. 3	自動化機器集中監視の全国監視移行および機構改革による改正(別表2、別表3)				
5. 4	端末消耗品等斡旋品の注文にかかる見直し(別表3)				
5. 5	採用・退職・解雇の表現、決裁区分の見直し(別表3)				
6. 0	機構改革による改正 (別表2、別表3) センター長不設置の場合の対応を追記 (別表3)	2019. 04. 01			
7. 0	業務分掌の見直し 別表 2 (業務分掌表)、別表 3 (専決基準)	2020. 04. 01			
7. 1	業務分掌・専決基準の見直し 別表 2 (業務分掌表)、別表 3 (専決基準)	2021. 01. 01			
7. 2	役員執行体制の変更等に伴う改正 別表 1 (機構)、別表 3 (専決基準)	2021. 06. 30			
7. 3	監査室に「室長」を設置するにあたり、専決基準(別表3)の「職務権限に関する用語」にある職務権限(表)の表現を変更する。	2022. 04. 01			
7. 4	口振センター業務が解除されるに伴い、業務分掌表(別表2)から「口振センターの運営、管理」を削除する。	2023. 04. 01			
7. 5	専決基準の見直し 別表3 (専決基準)	2023. 12. 01			
7. 6	専決基準の見直し 別表3 (専決基準)	2024. 02. 01			
7. 7	別表 2 (業務分掌表) ネットワーク保守作業の部署および受託業務システムの 見直し	2024. 04. 01			

目 次

第	1	章	総則
	第	1条	目的
	第	2条	効力
	第	3条	用語の定義
	第	4条	職務執行の原則
第	2	章	機構
	第	5条	機構
	第	6条	業務執行単位
第	3	章	分掌
	第	7条	分掌
第	4	章	権限および責任
	第	8条	権限行使の原則
	第	9条	職制の基本任務
	第1	0条	専決基準

職制規程

規程番号 0103-0000-00-規

制定日 1982年 4月 1日

改正日 2024年 4月 1日

第1章 総則

(目的)

第 1条 この規程は、業務機構、業務分掌、職務権限および責任を明確にし、業務の組織的かつ能率的 な運営を遂行することを目的とする。

(効力)

第 2条 業務は法令、定款その他別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによりこれを 行う。

(用語の定義)

- 第 3条 この規程において機構、分掌、権限および責任とは、次の定義による。
 - (1)機構とは部など経営目的を達成するために形作られる組織の基本形態をいう。
 - (2) 分掌とは、機構を構成する各部門に経営目的を達成するために与えられた一定の業務・任務・ 責任の範囲をいう。
 - (3) 権限、責任とは与えられた職務を所定の方法により処理することのできる行為の限界および 行為の裏付としての責務をいう。

(職務執行の原則)

- 第 4条 業務は、次の原則に従って執行しなければならない。
 - (1) 指令系統は常に統一を保ち、これを乱すことがあってはならない。
 - (2) 分掌の運用にあたっては、各々その限界を維持し、業務の重複または間隙を生じさせてはならない。
 - (3) 業務の執行にあたっては関係部門とよく協調を保ち、意志の疎通をはかり、相互協力の立場に立って、その円滑な推進を期さねばならない。

第2章 機構

(機構)

第 5条 機構は別表1に定める。

(業務執行単位)

- 第 6条 業務執行単位は次のとおりとする。
 - (1) 業務執行単位の統括者としてセンター長を置くことができる。
 - (2) 部には統括者として部長を置く。
 - (3) 統括補佐として副部長を置くことができる。また、所属の上級役付を補佐し、分掌業務を遂行するため、係長を置くことができる。
 - (4) 前各号の職位にあるものはこの規程に定める役付とする。
 - (5) 役付の設置基準については別に定める役付設置基準による。

第3章 分掌

(分掌)

- 第 7条 分掌事項は原則として最下部の執行単位ごとに定める。
 - 2 各部の分掌事項は別表2に定める。

第4章 権限および責任

(権限行使の原則)

- 第 8条 権限は次の原則によって行使しなければならない。
 - (1) 権限は原則として委任を受けた役付自らが行使する。
 - (2) 役付は業務処理上必要と認めるときは、上級役付の許可を受けて、その権限の一部を下級役付またはその他の者に委任または代理させることができる。ただし、その結果については責任を負う。
 - (3) 権限行使についてあらかじめ定められた一般的、包括的または具体的な基準のある場合はこれに従う。
 - (4) 役付がその権限の一部を他の者に委任したときは、その範囲内において自らその権限を行使することはできない。ただし、指導監督を妨げるものでない。
 - (5) 役付が事故またはその他の事情により権限を行使できないときは、原則として直属の上級役付が執行する。ただし、あらかじめ許可を受けた事項については代理者が執行する。なお、その結果については被代理者にすみやかに通知または報告するものとする。
 - (6) 役付相互間の協議が整わないとき、共通の上級役付のあるときはその決定により、上級役付が異なるときはそれぞれの上級役付間の協議により決定する。
 - (7) 役付はその権限の行使または不行使によって生じる結果に対して責任を負う。

(職制の基本任務)

- 第 9条 職制の基本任務は次のとおりとする。
 - (1) センター長は各部長を統括し、代表取締役から委任を受けた業務執行の統括管理および統制を行う。
 - (2) 部長は部を統括し、代表取締役またはセンター長より委任を受けた所管業務を担当することにより代表取締役またはセンター長を補佐し、分掌業務を遂行する。
 - (3) 副部長は、所属部長より委任を受けた業務を処理することによって所属部長を補佐し、分掌業務を遂行する。
 - (4) 主幹は、専門職として上級役付から指示、委任を受けた業務を処理することによって所属の 上級役付を補佐し、分掌業務を遂行する。
 - (5) 係長および主査以下の一般職は所属の上級役付から指示、委任を受けた業務を処理することによって所属の上級役付を補佐し、分掌業務を遂行する。

(専決基準)

第10条 専決基準については別表3に定める。